

## 小型船舶の安全対策について 多様化，活発化するウォーターアクティビティへの対応

小型船舶の事故は船舶事故全体の約7割を占めていることから，小型船舶の安全対策を重点的に推進する必要がある。

加えて，近年は，カヌー，SUP，ミニボート等のウォーターアクティビティが盛んになってきており，海上活動が多様化・活発化してきている。

これらのアクティビティは，その手軽さから，海に関する知識が不足したまま海に出て行き，事故に遭うケースが見受けられる。平成30年8月26日にはフライボードによる初の死亡事故も発生していることなどから，それらの活動に合わせた効果的な安全対策が求められている。

海上保安庁では，平成29年度から国の関係機関や民間の関係団体と連携し，意見交換会の開催を通じてアクティビティごとに安全に安心して楽しむための注意事項を抽出し，合意・推奨されたものをウォーターセーフティガイドとしてインターネット上に公表している。30年度は，「水上オートバイ編」，「カヌー編」，「SUP編」，「ミニボート編」，「遊泳編」を策定した。



ミニボートの安全対策に係る意見交換会の状況



公開中のウォーターセーフティガイド

また，多様化・活発化する海上活動への対応は，国のみならず民間による安全対策の推進も重要であることから，海上保安庁では，国土交通省海事局及び民間関係団体等との共催により，水上安全をテーマとした会議JBWSS(日本水上安全・安全運航サミット)を開催し，舟艇及び水上安全等に関わる官民の団体に対し，情報の発信と共有，団体間の効果的な連携，協調を促進し，更なる水難の防止，安全対策の向上を図っている。

さらに，多くの利用者の安全意識を効果的・効率的に高揚させるため，これまでの取組により築かれた官民のネットワークを活用し，官民連携により積極的にウォーターセーフティガイドの周知・啓発を行うこととしている。



日本水上安全・安全運航サミット（平成30年6月9日～10日）